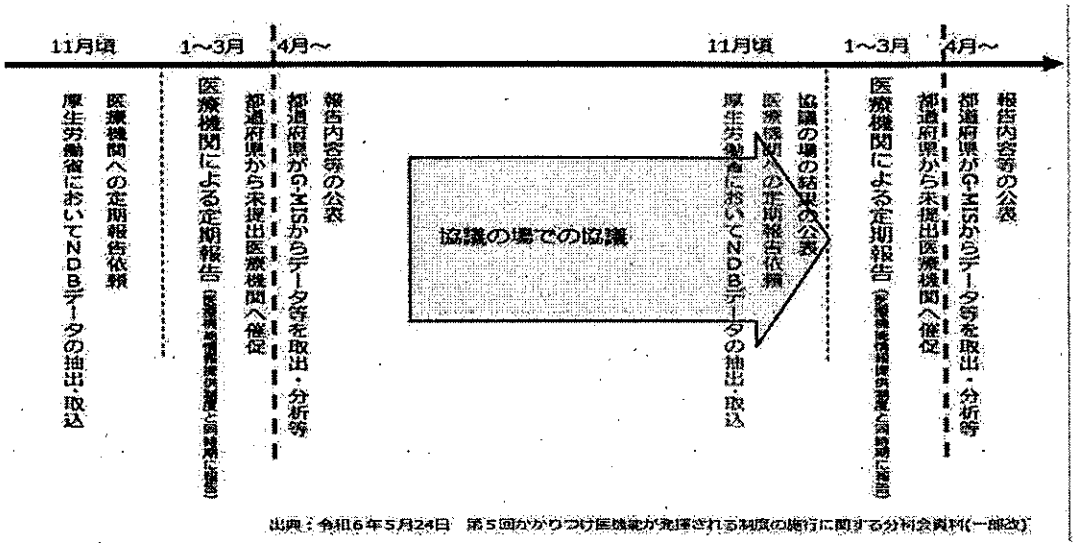
資 料 9

かかりつけ医機能報告制度について

1　概要

かかりつけ医機能報告制度による報告が２０２６年１月より行われ、都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告・公表するとともに、**協議の場において必要な機能を確保する具体的方策を検討し、協議結果を公表する必要がある。**



出典：令和6年5月24日　第5回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料(一部改)

2　協議の目的

かかりつけ医機能報告により収集したデータ等によって明らかとなった医療・介護資源の実情や地域で不足するかかりつけ医機能に係る課題について、地域における医療関係者や市町村等とも認識を共有しながら、地域で不足するかかりつけ医機能を確保するための具体的方策について検討を行う。

3　「協議の場」の設定について

各構想区域の地域医療構想推進委員会とする。

4　協議の進め方について

本年度は地域医療構想の策定年に当たるため、本格的な協議は来年度以降とし、本年度は集計結果の共有のみに留める予定。